

第12期

定時株主総会 招集ご通知



2023年6月23日（金曜日）
午前10時

開催日時



大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内

開催場所

N C B 会館 3階「花の間」

・会場にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



サノヤスホールディングス株式会社

証券コード 7022

株主各位

大阪市北区中之島三丁目3番23号

サノヤスホールディングス株式会社

代表取締役社長 北 達 伊 佐 雄

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第12期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.sanoyas.co.jp/ir/stock/shareholders.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に『サノヤスホールディングス』または「コード」に『7022』を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時
2 場 所	<p>大阪市北区中之島六丁目2番27号 中之島センタービル内 NCB会館 3階「花の間」</p> <p>(末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。)</p>
3 株主総会の目的である事項	<p>報告事項 1. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>

〈招集にあたっての決定事項〉

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「新株予約権に関する事項」、「株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分入力分まで

- 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

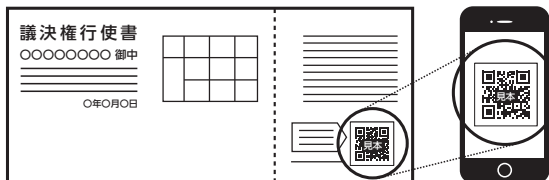
インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2023年6月22日(木曜日)午後5時30分入力分まで)

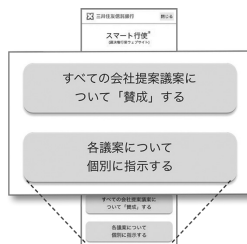
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

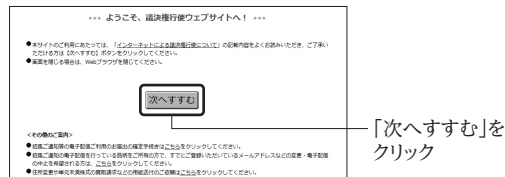
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

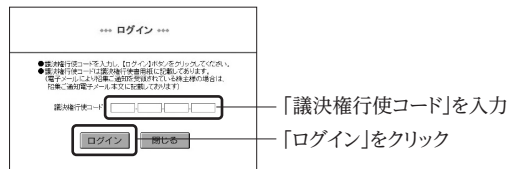
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

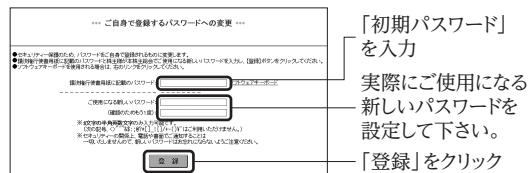
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としております。

安定的な配当の継続及び今後の事業展開並びに当期業績及び財務状況等を総合的に勘案し、第12期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額167,132,855円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者の属性
1	上田 孝 <small>うえ だ たかし</small>	代表取締役会長	再任
2	北達 伊佐雄 <small>きた つじ い さ お</small>	代表取締役社長	再任
3	大門 淳 <small>だい もん あつし</small>	取締役常務執行役員 経理部担当兼システム企画部副担当	再任
4	花田 恵二 <small>はな だ けい じ</small>	取締役執行役員 サノヤステクノサポート担当兼システム企画部担当	再任
5	森 薫生 <small>もり しげ お</small>	社外取締役	再任 社外 独立
6	高橋 健二 <small>たか はし けん じ</small>	社外取締役	再任 社外 独立
7	副島 寿香 <small>そえ じま す が</small>	社外取締役	再任 社外 独立

候補者
番号

1

うえ だ
上 田

たかし
孝 (1952年7月25日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年6月	株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長	2008年5月	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌(現サノヤス・ライド株式会社)副社長執行役員
2005年6月	同行常務執行役員大阪本店営業本部長	2008年6月	同社代表取締役副社長執行役員社長補佐
2006年4月	同行常務執行役員	2009年6月	同社代表取締役社長
2007年5月	SMBCセンターサービス株式会社(現SMBCオペレーションサービス株式会社)代表取締役社長	2011年10月	当社代表取締役社長
		2021年3月	当社代表取締役会長【現任】

所有する当社株式の数

178,651株

取締役候補者とした理由

取締役社長として長年経営を担ったのち、現在は取締役会長を務め、当社グループの事業に通じており、豊富な経験と実績を活かして当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

きた つじ い さ お
北 達 伊 佐 雄 (1960年3月28日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2012年4月	株式会社三井住友銀行執行役員法人審査第二部長	2015年6月	同社代表取締役社長執行役員
2013年4月	同行執行役員法人部門副責任役員(法人審査第二部)	2019年8月	当社副社長執行役員
2014年4月	同行執行役員ホールセール部門副責任役員(法人審査第二部)	2020年6月	当社代表取締役副社長執行役員社長補佐
2015年5月	SMMオートファイナンス株式会社(現マツダクレジット株式会社)顧問	2021年3月	当社代表取締役社長【現任】

所有する当社株式の数

121,005株

取締役候補者とした理由

事業会社での経営者としての経験も備えており、その知見と実績を活かし、豊富な経験と実績に裏打ちされたリーダーシップを発揮して当社グループの経営を牽引することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

だいもん
大門

あつし
淳 (1963年10月2日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年4月	株式会社三井住友銀行西野田法人 営業部副部長	2022年4月	当社常務執行役員経理部担当兼企画部担当兼システム企画部副担当
2014年11月	当社総合企画部専任部長兼海外業務室長兼経理部専任部長	2022年6月	当社取締役常務執行役員経理部担当兼企画部担当兼システム企画部副担当
2017年4月	当社財務部長兼企画部専任部長兼海外業務室長兼経理部専任部長	2023年4月	当社取締役常務執行役員経理部担当兼システム企画部副担当【現任】
2019年4月	当社執行役員財務部長		
2021年3月	当社執行役員経理部担当		

所有する当社株式の数

32,311株

取締役候補者とした理由

企業金融の知見を活かし、経理、企画部門を長年統括しており、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

はなだ
花田

けいじ
恵二 (1957年6月20日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2015年4月	パナソニックエコシステムズ株式会社本部品質・モノづくり推進室主幹	2021年3月	当社執行役員サノヤステクノサポート担当兼サノヤステクノサポート株式会社代表取締役社長
2016年1月	当社企画部専任部長	2022年4月	当社執行役員サノヤステクノサポート担当兼システム企画部担当兼サノヤステクノサポート株式会社代表取締役社長
2016年4月	当社企画部ものづくり推進室兼企画部専任部長	2022年6月	当社取締役執行役員サノヤステクノサポート担当兼システム企画部担当兼サノヤステクノサポート株式会社代表取締役社長【現任】
2017年4月	当社ものづくり・安全推進部長		
2018年4月	サノヤスMTG株式会社（現サノヤステクノサポート株式会社）取締役ものづくり推進部長		
2020年4月	サノヤス・エンジニアリング株式会社取締役製造本部長兼ものづくり革新部長兼品質保証部担当		

所有する当社株式の数

21,735株

重要な兼職の状況

サノヤステクノサポート株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

製造・生産の分野における豊富な業務経験を活かし、技術的な視座から、取締役会の構成員として当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

もり
森

しげ
お
薫 生

(1954年9月26日生)

再任

社外

独立



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	弁護士登録（現在に至る）	2005年6月	同社社外監査役
1988年1月	辻中・森法律事務所パートナー弁護士	2011年10月	当社社外監査役
1999年4月	森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る）	2015年6月	当社社外取締役【現任】
2005年4月	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）仮監査役		

所有する当社株式の数

20,590株

重要な兼職の状況

高麗橋中央法律事務所所長（弁護士）
株式会社関西フードマーケット 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6

たか
高

はし
橋

けん
じ
健 二

(1955年7月1日生)

再任

社外

独立



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年10月	住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）経営企画部長	2016年6月	同社代表取締役副社長技術開発本部長委嘱
2012年6月	同社常務執行役員技術・品質総括部長委嘱	2018年6月	同社常任顧問
2012年10月	新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）執行役員	2019年6月	日鉄テクノロジー株式会社代表取締役社長
2013年4月	同社常務執行役員技術開発本部鉄鋼研究所副所長委嘱	2021年6月	同社取締役相談役
2014年4月	同社常務執行役員鹿島製鐵所長委嘱	2022年6月	当社社外取締役【現任】

所有する当社株式の数

3,499株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表する鉄鋼メーカーで技術・企業経営に携わった豊富な実務経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1984年9月	アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録（現在に至る）	2005年6月	同法人パートナー
1984年10月	デロイト・ハスキンス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2020年6月	当社社外取締役【現任】

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

米国公認会計士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数

3,211株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 薫生、高橋健二及び副島寿香の各氏は、社外取締役候補者です。
3. 森 薫生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年9カ月でした。
4. 高橋健二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 副島寿香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、森 薫生、高橋健二及び副島寿香の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役的全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 森 薫生、高橋健二及び副島寿香の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
9. 所有する当社株式の数には、2023年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 中尾 誠氏が、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の終了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

やま ひろ たか ふみ
山 廣 隆 文 (1959年9月9日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2016年5月	ニチハ株式会社顧問
2010年4月	同行執行役員事務統括部長	2016年6月	同社取締役副社長執行役員
2011年4月	同行執行役員新宿法人営業本部長	2017年6月	SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長
2012年4月	同行執行役員西日本第二法人営業本部長	2018年4月	SMBCオペレーションサービス株式会社代表取締役社長
2013年4月	同行執行役員西日本第一法人営業本部長	2022年6月	同社取締役会長【現任】
2014年4月	同行常務執行役員ホールセール部門副責任役員（西日本担当）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、当社の監査等委員として経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 山廣隆文氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山廣隆文氏は監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 山廣隆文氏は、2023年6月16日付でSMBCオペレーションサービス株式会社の取締役会長を退任する予定です。
4. 山廣隆文氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 山廣隆文氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

そ え じ ま す が
副 島 寿 香 (1958年11月17日生)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年9月	アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録（現在に至る）	2005年6月	同法人パートナー
1984年10月	デロイト・ハスキンス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2020年6月	当社社外取締役【現任】

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

米国公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職責を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数






3,211株

- (注) 1. 副島寿香氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 副島寿香氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 副島寿香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 副島寿香氏は、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。
5. 当社は、副島寿香氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 副島寿香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員とする予定です。

以 上

(ご参考) 株主総会後のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の当社取締役会の構成及びその有する主な経験・識見・専門性等は、次のとおりとなります。

地位	氏名		経験・識見・専門性等						
			企業経営	営業戦略・マーケティング	製造・技術・研究開発・IT・デジタル	財務・ファイナンス・M&A	人事・労務・人財育成	法務・コンプライアンス・リスク管理	ESG・サステナビリティ
代表取締役会長	上田 孝		●	●			●		●
代表取締役社長	北達 伊佐雄		●	●		●		●	
取締役 常務執行役員	大門 淳					●		●	
取締役執行役員	花田 恵二		●		●				●
取締役*	森 薫生							●	●
取締役*	高橋 健二		●		●				●
取締役*	副島 寿香					●			●
取締役 (常勤監査等委員)	松田 武郎					●	●	●	
取締役* (監査等委員)	山田 茂善					●		●	
取締役* (監査等委員)	山廣 隆文		●			●		●	

- (注) 1. * 印は社外取締役を表します。
2. 特に顕著に貢献できる経験・識見・専門性等(最大4つ)に●印を付けています。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期、レジャーセグメントはコロナ禍の影響が弱まり遊園地の利用客が戻る等好転しましたが、製造業向けセグメントは建設資材の長納期化や高騰及び中国のゼロコロナ政策等、建設業向けセグメントは電子部品・部材の長納期化や値上げ等により、業績に大きな影響を受けました。

この結果、当期における経営成績は、売上高は20,145百万円（前期比997百万円（5.2%）の増収）となり、営業利益は95百万円（前期比127百万円（57.1%）の減益）、経常利益は395百万円（前期比190百万円（92.7%）の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は425百万円（前期比9百万円（2.1%）の減益）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりです。なお、区分別の営業利益及び営業損失は配賦不能営業費用控除前のものです。

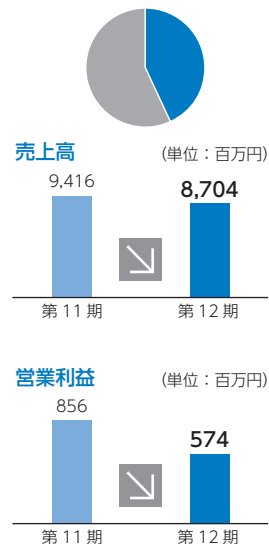
製造業向けセグメント

売上高構成比 43.2%

製造業向けセグメントにおいては、乳化装置・攪拌機の製造は、主力の化粧品業界において設備投資の動きが出ているものの、建設資材の長納期化や高騰の影響を受けたことから売上は前期並みとなりました。しかし、中国現地法人の美之賀機械（無錫）有限公司においては、大型の設備投資案件がなかったことに加え、ゼロコロナ政策の影響を受けたことから減収となりました。また、ドライブシャフトの製造が海外生産停滞の影響を受けた他、各種産業機械部品の製造において半導体関連の売上が減少に転じたため、製造業向けセグメントは減収となりました。営業利益は、個別採算の改善に努め一定の黒字を維持しました。

受注高は、同様の理由から受注に苦戦し前期比減少しましたが、先行きの設備投資のニーズを捉え、受注残高は前期比増加しました。

この結果、当期の売上高は8,704百万円（前期比712百万円の減収）、営業利益は574百万円（前期比281百万円の減益）、受注高は8,844百万円（前期比863百万円の減少）、受注残高は5,272百万円（前期比1,060百万円の増加）となりました。



[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

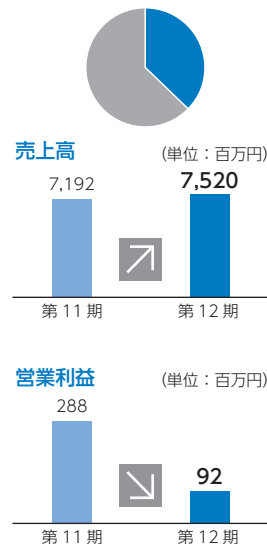
建設業向けセグメント

売上高構成比 37.3%

建設業向けセグメントにおいては、2021年秋以降、当社製品に使用する電子部品・部材の調達の長納期化や価格の上昇が継続しています。特に、高層ビル用の配電盤を主体とする電気機械器具製造及び電気工事において、インバーター等の電子部品の不足から出荷遅延が発生している他、機械式駐車場装置のリニューアル・修繕において工事の遅延が発生しています。一方、建設用エレベーターの製造・レンタルや空調衛生給排水設備装置は堅調を維持しました。その結果、売上高は前期比若干の増収となりましたが、営業利益は特に配電盤製造工場の稼働率が低下したことを主因に減益となりました。

受注については、電気機械器具製造及び電気工事、空調衛生給排水設備の施工等順調に積み上がり、受注高、受注残高ともに大きく伸長しました。

この結果、当期の売上高は7,520百万円（前期比327百万円の増収）、営業利益は92百万円（前期比195百万円の減益）となり、受注高は9,566百万円（前期比3,088百万円の増加）、受注残高は7,484百万円（前期比3,150百万円の増加）となりました。



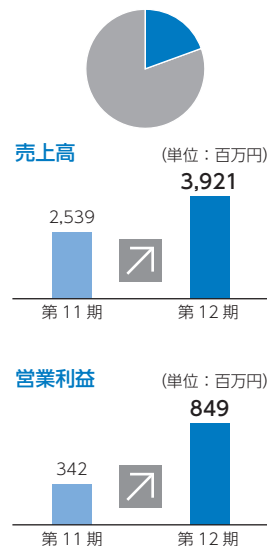
レジャーセグメント

売上高構成比 19.5%

レジャーセグメントにおいては、2021年4月から9月にかけてコロナ禍における緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による遊園地営業の休止・自粛要請、水際対策によるインバウンド客の消失等の影響を大きく受けました。当期は、新型コロナウイルス第7波・第8波による感染者数の高止まりが見られたものの、行動制限の緩和が段階的に行われ、国内利用客が戻り遊園地運営の売上が増加しました。また、客足の戻った遊園地からの機械投資や部品・修理ニーズを捕捉し、大幅増収・増益となりました。

受注については、遊戯機械販売・メンテの受注を着実に積み上げましたが、大口受注がなかったことから前期比減少しました。

この結果、当期の売上高は3,921百万円（前期比1,381百万円の増収）、営業利益は849百万円（前期比506百万円の増益）、受注高は1,280百万円（前期比595百万円の減少）、受注残高は445百万円（前期比730百万円の減少）となりました。



(単位：百万円)

区分	受注高	売上高	受注残高
製造業向けセグメント	8,844	8,704	5,272
建設業向けセグメント	9,566	7,520	7,484
レジャーセグメント	1,280	3,921	445
計	19,691	20,145	13,202

(注) レジャーセグメントにおける遊園地施設の運営管理受託に関しましては、受注高及び受注残高に含めておりません。

2. 設備投資の状況

当期、当社グループでは総額1,152百万円の設備投資を実施しました。主なものは、みづほ工業株式会社における第二工場新築387百万円及びサノヤス精密工業株式会社における本社工場の太陽光発電設備設置78百万円です。

3. 資金調達の状況

当期において、重要なものではありません。

4. 対処すべき課題

当社は、2021年4月12日、「新サノヤスグループ 中期経営計画2021」を公表し、以後4年間を中期経営計画期間とし、2024年度には売上高300億円、経常利益率6%、ROE10%を達成すべき目標として明示しました。

計画2年目にあたる当期は、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響を勘案し、中期経営計画の売上高230億円、経常利益10億円を修正し、売上高210億円、営業利益5億円、経常利益5億円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億円と予想しましたが、上記のとおり予想を上回る大きな影響を受けたことから、売上高201億円、営業利益1億円、経常利益4億円、親会社株主に帰属する当期純利益は4億円と、親会社株主に帰属する当期純利益以外は計画未達に終わりました。

3年目にあたる次期の連結業績見通しについては、引き続き部品・部材の供品不足や原材料価格の上昇が継続すると見ており、中期計画の売上高260億円、経常利益14億円を修正し、売上高230億円、営業利益5億円、経常利益5億円、親会社株主に帰属する当期純利益3億円と予想しております。

中期経営計画における成長戦略のひとつとして、積極的なM&Aを掲げており、M&Aによる業容拡大及びシナジーの追求を目指しながら、同時に既存事業の成長戦略に努めてまいります。

また、前期から設置している「サステナビリティ推進委員会」のもと、CO₂の排出削減をはじめとする7つのマテリアリティに取り組み、ESG経営の実践を強固にするべく活動しています。

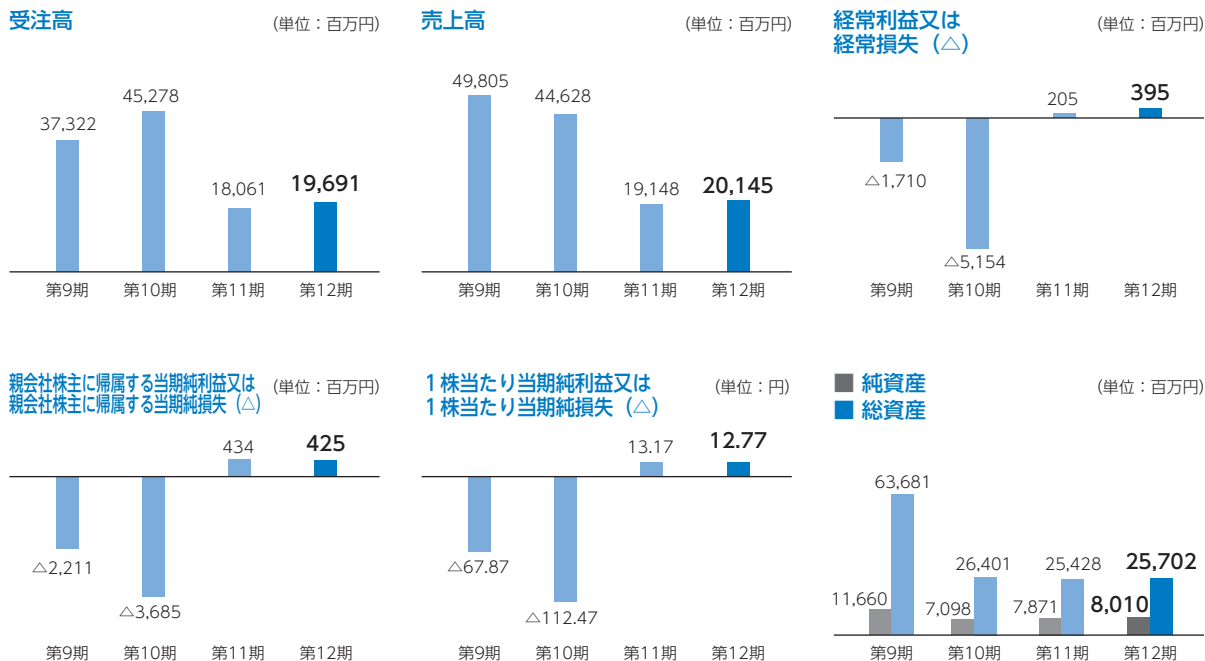
こうした施策はもとより、コーポレートガバナンスの一層の充実とIR活動の推進に努めつつ、既存事業の成長と積極的なM&Aによる収益体制と経営基盤の強化を図り、中期経営計画の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区分	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期<当期> (2023年3月期)
受注高 (百万円)	37,322	45,278	18,061	19,691
売上高 (百万円)	49,805	44,628	19,148	20,145
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,710	△5,154	205	395
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△2,211	△3,685	434	425
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△67円87銭	△112円47銭	13円17銭	12円77銭
純資産 (百万円)	11,660	7,098	7,871	8,010
総資産 (百万円)	63,681	26,401	25,428	25,702

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第10期より、建設業向けセグメントにおける機械レンタルを受注高に含めています。



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
サノヤステクノサポート株式会社	百万円 10	100.0%	関係会社に対する技術及びシステム等の支援
サノヤス・エンジニアリング株式会社	35	100.0	機械式駐車装置の製造及びメンテナンス ショットプラストマシンの製造及びメンテナンス 建設工事用エレベーターの製造及びレンタル
サノヤス精密工業株式会社	60	100.0	各種産業機械部品の製造及び組立 農機及び特装自動車用部品の製造及び組立
みづほ工業株式会社	60	100.0	乳化・攪拌装置の製造 純水設備、排水処理設備及び膜分離装置の設計及び施工 大型食品タンク等各種タンクの設計及び施工
サノヤス・エンテック株式会社	100	100.0	空調・給排水・衛生設備の設計及び施工 環境装置の製造及びメンテナンス 医療廃棄物処理装置の製造及びメンテナンス
ハピネスデンキ株式会社	100	100.0	大規模施設向け動力制御盤・分電盤・配電盤等の製造及び電気工事
松栄電機株式会社	10	100.0	通信インフラ向け配電盤・分電盤等の製造
松栄電気システムコントロール株式会社	16	100.0	通信インフラ向け配電盤・分電盤等の製造
サノヤス・ライド株式会社	100	100.0	遊園地遊戯機械設備の製造及びメンテナンス
サノヤス・ライドサービス株式会社	80	100.0	遊園地施設の運営管理の受託
美之賀機械（無錫）有限公司	千人民元 3,266	100.0	乳化・攪拌装置の製造 純水設備、排水処理設備及び膜分離装置の設計及び施工

- (注) 1. 当社の議決権比率は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 2022年4月1日、山田工業株式会社は、サノヤス・エンテック株式会社に商号を変更しました。

③ 当期末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
みづほ工業株式会社	大阪市西成区南津守六丁目 1番109号	4,412百万円	18,669百万円

7. 主要な事業内容

当期末における当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

区分	主要営業品目
製造業向けセグメント	ショットプラストマシンの製造及びメンテナンス 各種産業機械部品の製造及び組立 農機及び特装自動車用部品の製造及び組立 乳化・攪拌装置の製造 純水設備、排水処理設備及び膜分離装置の設計及び施工 大型食品タンク等各種タンクの設計及び施工 環境装置の製造及びメンテナンス 医療廃棄物処理装置の製造及びメンテナンス
建設業向けセグメント	機械式駐車装置の製造及びメンテナンス 建設工事用エレベーターの製造及びレンタル 空調・給排水・衛生設備の設計及び施工 大規模施設向け動力制御盤・分電盤・配電盤等の製造及び電気工事 通信インフラ向け配電盤・分電盤等の製造
レジャーセグメント	遊園地遊戯機械設備の製造及びメンテナンス 遊園地施設の運営管理の受託

8. 主要な営業所及び工場

当 社	[本 社] 大阪市北区
サノヤステクノサポート株式会社	[本 社] 大阪市住之江区
サノヤス・エンジニアリング株式会社	[本 社] 大阪市住之江区 [工 場] 東京テクノセンター（千葉県成田市）、大阪テクノセンター（大阪 市都島区）、広島工場（広島県東広島市）、宮崎工場（宮崎県日向 市）
サノヤス精密工業株式会社	[本 社] 兵庫県三田市 [工 場] 本社工場（兵庫県三田市）、甲府工場（山梨県甲府市）
みづほ工業株式会社	[本 社] 大阪市西成区 [工 場] 本社工場（大阪市西成区）
サノヤス・エンテック株式会社	[本 社] 大阪市中央区
ハピネスデンキ株式会社	[本 社] 東京都大田区 [工 場] 茨城工場（茨城県古河市）、大阪工場（大阪府大東市）、 九州工場（福岡市博多区）
松 栄 電 機 株 式 会 社	[本 社] 東京都大田区
松栄電気システムコントロール株式会社	[本 社] 山形県新庄市 [工 場] 新庄工場（山形県新庄市）、南陽工場（山形県南陽市）
サノヤス・ライド株式会社	[本 社] 大阪市住之江区 [工 場] 三田工場（兵庫県三田市）、九州工場（熊本県玉名郡）
サノヤス・ライドサービス株式会社	[本 社] 大阪市住之江区
美之賀機械（無錫）有限公司	[本 社] 中国 江蘇省 無錫市

9. 従業員の状況

事業区分	従業員数
製造業向けセグメント	312名 [7名]
建設業向けセグメント	361名 [32名]
レジャーセグメント	182名 [148名]
全社（共通）	77名
合計	932名 [187名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,200
株式会社関西みらい銀行	1,110
株式会社りそな銀行	814
三井住友信託銀行株式会社	400

II. 株式会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 33,473,786株（うち自己株式47,215株）
3. 株 主 数 14,315名
4. 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
サノヤス共栄会	2,237,900	6.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,807,000	5.41
株式会社三井住友銀行	1,425,000	4.26
ストラクス株式会社	1,402,000	4.19
三井住友海上火災保険株式会社	1,123,000	3.36
住友不動産株式会社	1,120,000	3.35
三井住友信託銀行株式会社	650,000	1.94
石 田 眞 信	649,700	1.94
株式会社タクマ	534,000	1.60
株式会社IHI原動機	472,200	1.41

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期的な当社の企業価値向上を図るインセンティブ及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。これを受け、2022年6月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議し、同年7月15日に普通株式265,466株（当社執行役員及び当社子会社取締役への交付分を含む）を発行しています。なお、当社の取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	105,695株	5名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	0株	0名
監査等委員である取締役	0株	0名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長	上田 孝		
代表取締役 社長	北達 伊佐雄		
取締役 上席執行役員	北川 治		ハピネスデンキ株式会社 代表取締役社長 松栄電機株式会社 代表取締役社長 松栄電気システムコントロール株式会社 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	大門 淳	経理部担当 兼 企画部担当 兼 システム企画部副担当	
取締役 執行役員	花田 恵二	サノヤステクノサポート担当 兼 システム企画部担当	サノヤステクノサポート株式会社 代表取締役社長
取締役	森 薫生		高麗橋中央法律事務所所長（弁護士） （株）関西フードマーケット 社外取締役監査等委員
取締役	高橋 健二		
取締役	副島 寿香		
取締役 (常勤監査等委員)	松田 武郎		
取締役 (監査等委員)	中尾 誠		
取締役 (監査等委員)	山田 茂善		太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO

- (注) 1. 取締役 森 薫生、高橋健二、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、社外取締役です。
2. 社内各種情報へのアクセスと情報収集能力の担保及び監査体制の確保を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 副島寿香氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役 山田茂善氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 森 薫生氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
6. 監査等委員である取締役 山田茂善氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
7. 取締役 森 薫生、高橋健二、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 2022年6月21日開催の第11期定時株主総会において、新たに大門 淳、花田恵二及び高橋健二の各氏が取締役に選任され就任いたしました。

(注) 9. 当期中及び2023年4月1日付で取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

(下線 〃 は変更部分を示します。)

氏名	変更年月日	変更前	変更後
北川 治	2022年8月1日	取締役上席執行役員 ハビネスデンキ株式会社 代表取締役社長	取締役上席執行役員 ハビネスデンキ株式会社 代表取締役社長 松栄電機株式会社 代表取締役社長 松栄電気システムコントロール株式会社 代表取締役社長
大門 淳	2023年4月1日	取締役常務執行役員 経理部担当 兼 企画部担当 兼 システム企画部副担当	取締役常務執行役員 経理部担当 兼 システム企画部 副担当

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役的全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

3. 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・当該方針の決定の方法

取締役会の決議により決定したものです。

・当該方針の内容の概要

1.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たし株主との価値共有を図ることを基軸とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

2.基本報酬（金銭報酬）に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3.業績報酬（金銭報酬）の内容及び当該報酬額の決定に関する方針

業績報酬は、業績向上に対する意識を高めるため前年度の業績評価に応じて月例の固定報酬に加算支給するものとし、評価項目、指標等は中期経営計画との整合を図りつつ、適宜、環境の変化に応じて決定する。

4.株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び当該株式報酬割当数の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との価値共有を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式を毎年一定の時期に支給するものとし、その割当数は基本報酬に準じ、役位、職責に応じて当社の業績等を総合的に勘案して決定する。

5.金銭報酬、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとする。（単年度予算を達成し、中期経営計画が順調に進捗している場合）

基本報酬	業績報酬	株式報酬
70%	20%	10%

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び各取締役の担当部門の成果結果を踏まえた業績報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。なお、株式報酬は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ・当期中に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、当該方針に沿うものであると判断しています。

- (注) なお、取締役会は、より透明性の高い報酬決定プロセスを実現するため、2023年3月1日をもって、指名・報酬委員会に取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定を委任することを決議しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。また、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式のための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定することについて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち監査等委員である社外取締役は2名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、当期において、2022年6月21日開催の取締役会にて、代表取締役会長 上田孝及び代表取締役社長 北達伊佐雄に取締役の個人別の報酬等のうち一部の決定を委任する旨を決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び前年度の業績評価を踏まえた業績報酬の額の決定であり、委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役へ評価配分を行う者は代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適していると判断したためです。委任にあたって取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会での審議結果を前提として決定されるべき旨を附帯決議しております。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役の個人別の割当数を決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	業績報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	109	86	11	12	8
監査等委員である取締役	28	28	—	—	3
合計 (うち社外取締役)	138 (34)	114 (34)	11 (—)	12 (—)	11 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、上記109百万円のほか、兼務する連結子会社から取締役としての報酬26百万円を受けております。これらを合計しますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の総額は136百万円となります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬は、2021年7月及び2022年7月に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当期における費用計上額を記載しております。
5. 株式報酬の内容は次のとおりです。

譲渡制限付株式報酬

付与年月日	株式数	交付対象者数
2021年7月21日	普通株式 74,307株	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 3名
2022年7月15日	普通株式 105,695株	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 5名

4. 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地位	氏名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 薫 生	取締役会 13回中13回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、弁護士としての専門的な識見と幅広い経験に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役	高 橋 健 二	取締役会 10回中10回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、日本を代表する鉄鋼メーカーで技術・企業経営に携わった豊富な実務経験と幅広い識見に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役	副 島 寿 香	取締役会 13回中13回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、米国公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	中 尾 誠	取締役会 13回中13回	経営の意思決定の適正性確保のため、企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、指名・報酬委員会及び監査等委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
		監査等委員会 13回中13回	
取締役 (監査等委員)	山 田 茂 善	取締役会 13回中12回	経営の意思決定の適正性確保のため、公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、指名・報酬委員会及び監査等委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
		監査等委員会 13回中12回	

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 森 薫生、高橋健二、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名または名称

ひびき監査法人

2. 報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

31百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

- (注) 1. 監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当期の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 新株予約権に関する事項

1. 当期末において当社役員が保有している当社の新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
平成28年度新株予約権 (2016年8月25日)	144個	普通株式 14,400株	2016年 9月16日から 2046年 9月15日まで	新株予約権1個 当たり100円 (1株当たり1円)	当社取締役 (監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。) 2名
平成29年度新株予約権 (2017年7月31日)	182個	普通株式 18,200株	2017年 8月17日から 2047年 8月16日まで	新株予約権1個 当たり100円 (1株当たり1円)	当社取締役 (監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。) 2名
2018年度新株予約権 (2018年6月22日)	261個	普通株式 26,100株	2018年 7月12日から 2048年 7月11日まで	新株予約権1個 当たり100円 (1株当たり1円)	当社取締役 (監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。) 3名
2019年度新株予約権 (2019年6月21日)	401個	普通株式 40,100株	2019年 7月11日から 2049年 7月10日まで	新株予約権1個 当たり100円 (1株当たり1円)	当社取締役 (監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。) 3名

(注)1. 上記の新株予約権は、職務執行の対価として当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び当社子会社の取締役に対して割当てた、株式報酬型ストックオプションです。

(注)2. 上記の行使期間に関わらず、新株予約権者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できます。

VI. 株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定される体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① サノヤスグループ企業倫理行動規範の周知及び教育研修活動により、役職員が全社的な価値観、倫理・法令遵守経営の重要性の認識を共有するよう、意識の徹底を図る。
- ② 取締役会の下に、全社横断的な組織として設置された内部統制推進委員会が、倫理・法令遵守に係る継続的な教育啓蒙、指導、監督等の業務を行う。
- ③ 内部通報制度の運用、内部統制・監査部による倫理・法令遵守の状況の監査実施により、倫理・法令遵守の実効性を確保する。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 社内規程に則り、取締役の職務の執行に係る情報を書面または電磁的媒体により適切に記録、保存し、かつ代表取締役の指揮の下、総務部または管理担当部署がこれを管理する。
- ② 上記の情報は、取締役及び監査等委員会が取締役の職務の執行を監督・監査するに際し必要と認められるときはいつでも閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の基本事項を定めた社内規程に基づき、当社各部及び各子会社の業務に付随するリスク管理は、当社各部及び各子会社に義務付けるとともに、重大なリスクに関する事項については、当社各部責任者及び各子会社のリスク管理を所管する担当役員または部門長が内部統制推進委員会において報告する。
- ② 内部統制推進委員会が、リスク管理に係る立案・実施支援、監督等の業務を行う。
- ③ 当社各部及び各子会社におけるリスク管理の状況を把握し、その有効性の検証を行い、必要に応じて改善を図るために内部統制・監査部による監査を実施する。
- ④ 緊急事態が発生した場合は、社内規程に基づき、予め定められた方法・伝達経路により直ちに当社社長に報告がなされるとともに対策本部を設置し、事態への適切な対応をとる。

- (4) **当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能の実効性確保を図るとともに、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を促進する。
 - ② 職務の執行において必要な決裁体制を定めた社内規程に基づき、具体的施策等の意思決定に係る権限委譲を行う。
 - ③ 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び子会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく予実算管理を行う。
- (5) **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社及び子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性ある財務報告を作成・開示するために必要な組織及び規程を整備する。
 - ② 当社及び子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部統制・監査部による監査を実施する。
 - ③ 子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議を行う。
 - ④ 子会社は、業務執行状況及び財務状況は定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告する。
 - ⑤ 内部統制推進委員会により、当社及び子会社における内部統制の検証、監督及び内部統制の実効性を高める施策の立案、実施を行う。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人の指示の実行性確保に関する事項**
- ① 監査等委員会の職務は、内部統制・監査部においてこれを補助する。
 - ② 監査等委員会は必要に応じ、内部統制・監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - ③ 監査等委員会より監査業務に必要な事項を命じられた内部統制・監査部所属の職員は、その遂行に関して独立性を阻害することがないように、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令または不当な制約を受けないものとする。また、内部統制・監査部所属の職員の人事異動・考課は監査等委員会の同意の下に行うものとする。

- (7) **当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役、執行役員及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 代表取締役及び子会社を所管する担当役員または部門長は、監査等委員会によるヒアリングにおいて、監査等委員会に対し、当社及び子会社の現状と課題について報告を行う。
 - ② 監査等委員は、取締役会及びその他の重要な会議に出席する。
 - ③ グループ経営会議資料及び稟議規程に基づき決裁された全ての稟議書を監査等委員会へ供覧する。
 - ④ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役、執行役員及び使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ⑤ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役、執行役員及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。
 - ⑥ 上記の報告・通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知し、適切に運用するものとする。
- (8) **その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員会の職務の執行により生ずる費用に関する事項**
- ① 監査等委員会が、会計監査人及び内部統制・監査部との連携並びに子会社取締役等からの報告等を通じて、当社グループにおける実効的な監査ができるよう取締役（監査等委員である取締役を除く。）は協力するものとする。
 - ② 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、法に基づく費用等の前払または償還を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。なお、現時点で、会計監査人から重要な不備の指摘は受けておりません。

(2) コンプライアンス及びリスク管理

当期は、内部統制推進委員会を4回開催し、当社グループのコンプライアンス及びリスクに関わる問題の把握、分析を行い、その結果について取締役会に報告したうえ、グループ内で情報共有を図っております。また、「倫理・法令遵守規程」に定めた内部通報制度を通じた不適切事象の早期発見と、再発防止に取り組んでおります。

(3) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は取締役会への上程前にグループ経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の職務執行の効率化を図っております。当期は、取締役会を13回、グループ経営会議を22回、また監査等委員会を13回開催しております。

(4) 監査等委員の監査の実効性確保

監査等委員は、取締役会・グループ経営会議等の重要な会議への出席のほか、内部統制・監査部、会計監査人と定期的あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。

(5) 内部監査

内部監査計画に基づき、内部統制・監査部が内部監査を実施し、その結果を月次で取り纏め、監査等委員会及び代表取締役に報告しております。

Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

Ⅰ 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えています。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益が毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

Ⅱ 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、環境への配慮と安全が担保された高品質な製品・サービスの提供を通じて、ステークホルダーから信頼され、社会にとって魅力ある企業として持続的に発展することを目指しています。また、効率的で透明性の高い経営体制を確立し、激変する経営環境の下での着実な利益による成長を通して企業価値を継続的に高めていくことが企業経営の使命であると考えています。

この様な考えの下、基本方針の実現、すなわち当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益確保・向上に向けて次のとおり取り組んでいます。

長年培った技術とものづくりに懸ける精神を全ての事業に展開するとともに、持株会社体制の下で競争力・収益力の強化に向けてそれぞれの事業に応じた諸施策を推進しています。特に、各事業会社の技術開発、品質管理及びIT化推進については、これを支援する会社を設置することにより、各事業会社と課題を共有し、強化・拡充に取り組んでいます。

また当社では、執行役員制度の導入及び監査等委員会設置会社への移行により、迅速な意思決定、機動的な業務執行の実践とともに取締役会の監査・監督機能の一層の強化に取り組んでいます。加えて、任意の指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の担保を図っています。さらに、代表取締役社長である委員長を中心に、取締役会から委員を委嘱された当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役をもって構成する内部統制推進委員会を設置し、内部統制プロセスの有効性の検証・監督、実効性向上施策を協議することにより、業務の適正性の確保に努めています。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じます。

Ⅳ 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれもⅠの基本方針の内容に沿うものです。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,807
現金及び預金	1,389
受取手形及び売掛金	5,119
契約資産	300
電子記録債権	1,003
商品及び製品	243
仕掛品	1,565
原材料及び貯蔵品	1,179
その他	1,018
貸倒引当金	△13
固定資産	13,895
(有形固定資産)	(8,292)
建物及び構築物	3,275
機械装置、運搬具及び工具器具備品	1,842
土地	2,831
建設仮勘定	342
(無形固定資産)	(1,050)
のれん	679
ソフトウェア	353
その他	17
(投資その他の資産)	(4,552)
投資有価証券	3,853
繰延税金資産	222
退職給付に係る資産	278
その他	206
貸倒引当金	△8
資産合計	25,702

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,395
支払手形及び買掛金	3,559
短期借入金	2,250
1年内返済予定の長期借入金	1,797
未払法人税等	91
契約負債	1,030
賞与引当金	370
保証工事引当金	69
受注工事損失引当金	3
リース債務	222
その他	1,002
固定負債	7,296
長期借入金	3,660
リース債務	575
繰延税金負債	1,084
退職給付に係る負債	1,661
資産除去債務	311
その他	2
負債合計	17,691
純資産の部	
株主資本	6,122
資本金	2,603
資本剰余金	22
利益剰余金	3,506
自己株式	△9
その他の包括利益累計額	1,812
その他有価証券評価差額金	1,619
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	60
退職給付に係る調整累計額	130
新株予約権	75
純資産合計	8,010
負債及び純資産合計	25,702

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,145
売上原価		15,244
売上総利益		4,900
販売費及び一般管理費		4,805
営業利益		95
営業外収益		
受取利息及び配当金	366	
その他	82	448
営業外費用		
支払利息	113	
その他	35	149
経常利益		395
特別利益		
投資有価証券売却益	458	
固定資産売却益	7	465
特別損失		
減損損失	394	394
税金等調整前当期純利益		466
法人税、住民税及び事業税	143	
法人税等調整額	△102	41
当期純利益		425
親会社株主に帰属する当期純利益		425

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	2,581	—	3,246	△9		5,818
当期変動額						
剰余金の配当			△165			△165
新株の発行 (新株予約権の行使)	5	5				11
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	16	16				32
親会社株主に帰属する 当期純利益			425			425
自己株式の取得				△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	22	22	260	△0		304
当期末残高	2,603	22	3,506	△9		6,122

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,925	12	39	△11	1,965	86	7,871
当期変動額							
剰余金の配当							△165
新株の発行 (新株予約権の行使)						△11	0
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)							32
親会社株主に帰属する 当期純利益							425
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△305	△10	21	141	△153		△153
当期変動額合計	△305	△10	21	141	△153	△11	139
当期末残高	1,619	1	60	130	1,812	75	8,010

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は11社であり、その社名は次のとおりであります。

サノヤス・エンジニアリング(株)、サノヤス精密工業(株)、みづほ工業(株)、美之賀機械(無錫)有限公司、サノヤス・エンテック(株)、ハピネスデンキ(株)、松栄電機(株)、松栄電気システムコントロール(株)、サノヤス・ライド(株)、サノヤス・ライドサービス(株)、サノヤステクノサポート(株)

2022年4月1日付で山田工業(株)はサノヤス・エンテック(株)に商号を変更しております。

また、2022年8月1日付で松栄電機(株)及び松栄電気システムコントロール(株)の全株式を取得し、連結子会社としております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、美之賀機械(無錫)有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記を除く連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等 ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直
以外のもの 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 ……主として個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定)

そ の 他 ……主として移動平均法に基づく原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

3) 保証工事引当金

工事完成後に無償で補修すべき費用の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎とした発生見込額のほか、個別に勘案した見積額を計上しております。

4) 受注工事損失引当金

連結会計年度末の未引渡工事で損失が確実視され、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。

5) 固定資産撤去費用引当金

固定資産について、将来発生が見込まれる解体撤去に伴う費用の支出に備えるため、その費用見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の処理方法及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生時から費用処理しております。

3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引及び借入金利息

iii) ヘッジ方針

市場リスクに係る管理規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

iv) 有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

2) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。

3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、15年以内の一定期間で均等償却を行っております。

4) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度の期首より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2.会計上の見積りに関する注記

のれんを含む固定資産減損の判定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,292百万円
無形固定資産 (のれんを除く)	371百万円
のれん	679百万円
減損損失	394百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループでは、のれんを含む固定資産について管理会計上の区分にてグルーピングを行っております。

のれんを含む資産グループに減損の兆候が認められる場合には、減損損失の認識の判定を行い、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められない、あるいは処分を見込んでいる場合には、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額又は備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

②主要な仮定

のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出する際に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、市場の動向やシェアに基づく販売台数、販売価格、粗利益といった状況に応じ合理的と考えられる様々な要因を考慮して策定された実行可能な事業計画又は中期経営計画に基づいております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響を含む経営環境の変化により、上記の見積りに用いた仮定の見直しが必要となった場合、減損損失を計上する可能性があります。

3.会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、遊戯機械設置契約等に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更により、連結計算書類において資産除去債務を88百万円取り崩し、営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ88百万円増加しております。

4.連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	206 百万円
土	地	573 百万円
定期預金		4 百万円

②担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定を含む） 347 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,934 百万円

5.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数 普通株式 33,473,786株

(2) 剰余金の配当

①2022年6月21日の定時株主総会における配当決議

配当金の総額 165百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 5円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月22日

②2023年6月23日の定時株主総会において予定している配当決議

配当金の総額 167百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 5円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月26日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 455,100株

6.減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
サノヤスホールディングス(株) (大阪府大阪市等)	事業用資産	ソフトウェア、その他
サノヤス・エンジニアリング(株) (宮崎県日向市)	事業用資産	機械装置、土地、ソフトウェア、その他
ハピネスデンキ(株) (東京都大田区)	その他	のれん

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分にてグルーピングを行っております。

事業用資産については、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められない、あるいは処分を見込んでいるため、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額又は備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（103百万円）として特別損失に計上しております。

また、ハピネスデンキ(株)について、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しておりましたが、事業計画の見直しを行った結果、当初想定していた収益の達成が困難であると判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（291百万円）として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

場所	機械装置	土地	ソフトウェア	のれん	その他	計
サノヤスホールディングス(株) (大阪府大阪市等)			3		1	4
サノヤス・エンジニアリング(株) (宮崎県日向市)	75	10	5		6	98
ハピネスデンキ(株) (東京都大田区)				291		291
合計	75	10	8	291	8	394

サノヤスホールディングス(株)の事業用資産は将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額まで減額しております。

また、サノヤス・エンジニアリング(株)の事業用資産は営業キャッシュ・フローの継続的なマイナス見込みのため、減損損失を認識しております。なお、サノヤス・エンジニアリング(株)の事業用資産は正味売却価額により測定し、主に不動産鑑定評価額で評価しております。

のれんは回収可能価額を使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、主たるセグメント別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	製造業向け	建設業向け	レジャー	
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	8,436	4,716	2,762	15,915
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	267	2,803	1,159	4,230
計	8,704	7,520	3,921	20,145

（注）当連結会計年度より、「産業向け」を「製造業向け」に名称変更しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には、主に製造・加工を通じた製品の販売が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に保守サービスに係る手数料等が含まれ、これらの取引は契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
期首残高	5,095
期末残高	6,123
契約負債	
期首残高	481
期末残高	1,030

契約負債は主に、製品の販売契約における顧客からの前受金であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

なお、当期において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は467百万円であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金の調達については主に銀行借入による方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。

また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、保有有価証券の多くが取引先の上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	3,664	3,664	－
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(5,457)	(5,457)	(0)
リース債務 (1年内返済予定を含む)	(798)	(800)	(2)
デリバティブ取引	2	2	－

(注1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	188

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債権となっております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	3,664	—	—	3,664
デリバティブ取引 通貨関連	—	2	—	2
資産計	3,664	2	—	3,667

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	5,457	—	5,457
リース債務 (1年内返済予定含む)	—	800	—	800
負債計	—	6,258	—	6,258

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	237円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円77銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	12円60銭

10.重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,792
現金及び預金	387
原材料及び貯蔵品	6
未収入金	638
前払費用	28
短期貸付金	1,708
その他	22
固定資産	15,876
(有形固定資産)	(0)
建物	0
工具器具備品	0
(無形固定資産)	(0)
借地権	0
電話加入権	0
ソフトウェア	0
(投資その他の資産)	(15,876)
投資有価証券	2,460
関係会社株式	13,326
前払年金費用	15
その他	74
資産合計	18,669

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,646
短期借入金	6,690
1年内返済予定の長期借入金	1,749
未払金	150
未払費用	2
未払法人税等	6
賞与引当金	30
その他	15
固定負債	4,147
長期借入金	3,359
退職給付引当金	297
繰延税金負債	481
資産除去債務	6
その他	1
負債合計	12,794
純資産の部	
株主資本	4,705
資本金	2,603
資本剰余金	1,697
資本準備金	1,176
その他資本剰余金	521
利益剰余金	413
その他利益剰余金	413
繰越利益剰余金	413
自己株式	△8
評価・換算差額等	1,093
その他有価証券評価差額金	1,093
新株予約権	75
純資産合計	5,875
負債及び純資産合計	18,669

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		719
一般管理費		1,164
営業損失 (△)		△444
営業外収益		
受取利息及び配当金	345	
その他	1	346
営業外費用		
支払利息	103	
その他	10	114
経常損失 (△)		△212
特別利益		
投資有価証券売却益	458	458
特別損失		
減損損失	4	4
税引前当期純利益		241
法人税、住民税及び事業税	△71	
法人税等調整額	△1	△72
当期純利益		314

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,581	1,154	521	1,675	264	264	△8	4,512	
当期変動額									
剰余金の配当					△165	△165		△165	
新株の発行(新株予約権の行使)	5	5		5				11	
新株の発行(譲渡制限付株式報酬)	16	16		16				32	
当期純利益					314	314		314	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	22	22	－	22	148	148	△0	192	
当期末残高	2,603	1,176	521	1,697	413	413	△8	4,705	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	1,497	1,497	86	6,096
当期変動額				
剰余金の配当				△165
新株の発行(新株予約権の行使)			△11	0
新株の発行(譲渡制限付株式報酬)				32
当期純利益				314
自己株式の取得				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△403	△403		△403
当期変動額合計	△403	△403	△11	△221
当期末残高	1,093	1,093	75	5,875

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等 ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入以外のもの 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の処理方法及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生時から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入利息

3) ヘッジ方針

市場リスクに係る管理規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

4) 有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、キャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

③収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

④グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度の期首より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2.会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 13,326百万円

(内、連結子会社であるハピネスデンキ(株)株式 1,116百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得原価をもって計上しております。

超過収益力を反映した価格で取得した関係会社株式の評価に関して、実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、将来の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3.貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	73 百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,710 百万円
短期金銭債務	4,490 百万円

4.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	719 百万円
その他の営業取引高	584 百万円
営業取引以外の取引による取引高	29 百万円

5.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	普通株式 47,215 株
----------------------	---------------

6.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	1,983 百万円
株式評価損	10 百万円
退職給付引当金	91 百万円
減損損失	5 百万円
その他	59 百万円
繰延税金資産小計	2,151 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,983 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△167 百万円
評価性引当額小計	△2,151 百万円
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△476 百万円
前払年金費用	△4 百万円
繰延税金負債合計	△481 百万円
繰延税金資産(負債)純額	△481 百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (注6)	科 目	期末残高 (注6)
子 会 社	サノヤス・エンジニアリング(株)	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	業務委託収入(注1)	108	-	-
				資金の借入(注2)	297	短期借入金	297
				配当金の受取(注3)	80	-	-
子 会 社	み づ ぼ 工 業 (株)	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	資金の借入(注2)	1,273	短期借入金	1,273
				配当金の受取(注3)	180	-	-
子 会 社	ハピネスデンキ(株)	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	資金の貸付(注2)	1,708	短期貸付金	1,708
子 会 社	松 栄 電 機 (株)	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	増資の引受(注4)	300	-	-
				資金の借入(注2)	261	短期借入金	261
子 会 社	サノヤス・ライド(株)	直接100%	役務の提供等	資金の借入(注2)	1,658	短期借入金	1,658
				グループ通算による通算税効果額(注5)	284	未収入金	284
子 会 社	サノヤス・ライドサービス(株)	間接100%	役務の提供等	資金の借入(注2)	202	短期借入金	202
子 会 社	サノヤステクノサポート(株)	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	業務受託費(注1)	220	-	-
				資金の借入(注2)	560	短期借入金	560

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格等を勘案して、価格交渉のうえ決定しております。

(注2) 資金の借入及び貸付は、融資契約に基づくものであります。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 配当金については、子会社の当期純利益から必要投資額等を控除した金額をベースに協議のうえ、決定しております。

(注4) 増資の引受については、子会社が行った増資を当社が全額引き受けたものであります。

(注5) グループ通算による通算税効果額は、当社のグループ通算制度の計算に基づき配分しております。

(注6) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表「7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	173円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円43銭

10.重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐 浩一
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 靖士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐浩一
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 宮本靖士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

サノヤスホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松田 武郎 ㊟

監査等委員 中尾 誠 ㊟

監査等委員 山田 茂善 ㊟

(注) 監査等委員 中尾 誠及び山田茂善は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

会場ご案内図



所在地

大阪市北区中之島六丁目2番27号

中之島センタービル内 NCB会館 3階
「花の間」



中之島センタービル
NCB会館



交通機関
のご案内

- 京阪電車／中之島線「中之島駅」（2番出口）から徒歩約5分
- 大阪メトロ／千日前線・中央線「阿波座駅」（9番出口）から徒歩約7分
- JR環状線／「野田駅」から徒歩約10分
- JR東西線／「新福島駅」から徒歩約8分
- 大阪シティバス／「大阪駅」駅前バスターミナルから53系統（船津橋行）「船津橋」下車すぐ

※ ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。